平成２１年（フ）第４２号
兵庫県宍粟市山崎町鶴木59番地５　ディオ101号
債務者　平田　　透
1　決定年月日時　平成21年８月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
神戸地方裁判所龍野支部

平成２１年（フ）第４３号
兵庫県宍粟市波賀町原155番地12
債務者　谷林　千鶴
1　決定年月日時　平成21年８月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
神戸地方裁判所龍野支部

平成２１年（フ）第７１号
兵庫県たつの市新宮町平野４番地25
債務者　丸山　順子
1　決定年月日時　平成21年８月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
神戸地方裁判所龍野支部

平成２１年（フ）第８１号
鳥取県東伯郡湯梨浜町大字田後647番地３　レジェンド207号室
債務者　山本　浩史
1　決定年月日時　平成21年９月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２１年（フ）第８２号
鳥取県東伯郡三朝町大字三朝696番地３
債務者　小川　眞吾
1　決定年月日時　平成21年９月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２１年（フ）第８５号
鳥取県東伯郡琴浦町大字松谷595番地７
債務者　岩見　明子
1　決定年月日時　平成21年９月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２１年（フ）第５４５号
大阪府堺市南区槇塚台２丁38番41号、申立時の住所岡山市北区津高442番地４
債務者　細見　初子
1　決定年月日時　平成21年９月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２１８号
山口県下関市小月宮の町８番３号　藤田アパート102号
債務者　久保田美紀（旧姓藤村）
1　決定年月日時　平成21年９月１日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２１年（フ）第２６１号
山口県下関市豊浦町豊洋台１丁目447番地368
債務者　日吉　清美
1　決定年月日時　平成21年９月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２１年（フ）第２７１号
山口県下関市王司上町１丁目６番４―503号　県営住宅４棟
債務者　中嶋　健治
1　決定年月日時　平成21年９月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２１年（フ）第２７２号
山口県下関市川中豊町５丁目７番13号　タウニーハイツ102号、前住所福岡県行橋市南大橋１丁目15番22号
債務者　藤原　芳雄
1　決定年月日時　平成21年９月１日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２１年（フ）第２７３号
山口県下関市上田中町１丁目17番22号　新町アパート、前住所山口県下関市宝町16番５号
債務者　吉田　幸男
1　決定年月日時　平成21年９月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２１年（フ）第５３０号
愛媛県松山市北斎院町90番地１
債務者　吉木　昌則
1　決定年月日時　平成21年９月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
松山地方裁判所

平成２１年（フ）第５３１号
愛媛県松山市北斎院町90番地１
債務者　吉木　弘美
1　決定年月日時　平成21年９月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
松山地方裁判所

平成２１年（フ）第６１１号
高知市高見町82番地１　ゴールデンハイツ402号
債務者　有藤　千里
1　決定年月日時　平成21年８月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第６２５号
高知市御畳瀬294番地
債務者　山下　幸子
1　決定年月日時　平成21年８月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第６３８号
高知市比島町２丁目16番54号　リバーハイツ比島１―201号
債務者　公家二紀子
1　決定年月日時　平成21年８月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
高知地方裁判所破産係